

国立大学法人九州大学総長選考等規則

施行：平成17年 3月 1日
最終改正：平成27年 1月22日

(平成17年3月1日総長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、九州大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う総長候補者の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 総長候補者となることができる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、次に掲げるものとする。

(1) 九州大学（以下「本学」という。）の総長（再任されることができる場合に限る。）、理事、病院長及び専任の教授

(2) 本学に所属する者以外の者

2 選考会議は、総長の選考に際し、あらかじめ、前項の規定に基づく九州大学総長に求められる具体的な資質・能力、使命、取り組むべき課題等を提示するものとする。

(選考時期)

第3条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総長候補者を選考する。

(1) 総長の任期が満了するとき。

(2) 総長が辞任を申し出たとき。

(3) 総長が欠員となったとき。

(4) 選考会議が解任の申出を行ったとき。

2 選考会議は、前項第1号の場合においては、任期満了の日の2月前までに選考を終了するものとし、同項第2号から第4号までの場合においては、文部科学大臣が申出を受理した日又は欠員となった日から1月以内に選考を開始するものとする。

(選考手続)

第4条 総長候補者の選考の手続は、経営協議会（以下「協議会」という。）及び教育研究評議会（以下「評議会」という。）からの候補者の推薦、所信表明、学内意向投票及び選考会議における最終選考による。

2 選考会議は、総長候補者の選考を行う場合は、選考日程を定め、当該日程を公示する。

(候補者の選考及び推薦)

第5条 選考会議は、前条第2項の公示後直ちに、協議会及び評議会に対し、それぞれ5人以内の候補者の推薦を求める。

2 協議会及び評議会から推薦する候補者は、重複することができる。

3 第1項の推薦の期限は、選考会議が推薦を求めた日の翌日から起算して原則50日以内とする。

第6条 協議会は、協議会の各委員により推薦された者のうちから前条の候補者を選考する。

2 前項の推薦に当たり、一の委員は、複数の者の推薦人となることはできない。

3 九州大学経営協議会規則（平成16年度九大規則第5号）第2条第1項第1号から第4号までの委員は、第2条第2号に該当する者のみを推薦することができる。

4 第1項の選考は、協議会の委員の合議により行う。ただし、合議により候補者を決定することができなかつたときは、次条第3項及び第4項の規定を準用して候補者を決定することができる。

第7条 評議会は、本学の病院長及び専任の教員（九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第2条に規定する教員をいう。以下同じ。）20人の連名により推薦された者のうちから第5条の候補者を選考する。

2 前項の推薦に当たり、病院長及び一の教員は、複数の者の推薦人となることはできない。

3 第1項の選考は、評議会の評議員の投票により行う。この場合において、評議員は、候補者として適当と認める者2人以内を投票するものとし、当該投票は無記名投票とする。

4 前項の投票により有効投票を得た者のうちから得票順に候補者を決定する。

第8条 第6条第1項及び前条第1項の推薦は、別に定める推薦書の提出により行う。

第9条 第6条第4項ただし書及び第7条第3項の選考日当日、自ら投票することができない委員又は評議員は、不在者投票を行うことができる。

第10条 協議会及び評議会の議長は、候補者を決定したときは、速やかに、その旨を候補者に通知しなければならない。

第11条 前条の候補者は、辞退することができる。この場合において、候補者は、決定された日の翌日から起算して1週間以内に当該候補者を選考した協議会又は評議会の議長に辞退する旨を申し出なければならない。

2 評議会の候補者が前項の規定により辞退したときは、評議会の選考において次位となった者を得票順に補充することができる。

第12条 前条第2項により補充された者に係る通知及び辞退の取扱いについては、第10条及び前条第1項の規定に準じて行う。

2 前条第2項の規定により補充された者が、前項の規定により辞退した場合は、あらためて補充を行わない。

第13条 協議会及び評議会の議長は、候補者を確定したときは、速やかに、候補者に係る第8条の推薦書を添えて選考会議の議長に推薦しなければならない。

(所信表明等)

第14条 選考会議は、協議会及び評議会から候補者の推薦があった場合は、同日中に、候補者に別に定める所信表明書及び履歴書の提出を求める。

2 所信表明事項は、本学の将来構想、教育・研究・社会貢献・国際貢献、大学運営等に関することとする。

3 第1項の所信表明書及び履歴書の提出時期は、提出を求めた日(以下「提出依頼日」という。)の翌日から起算して14日以内とする。

4 候補者は、所信表明書の作成に当たっては、必要な情報を大学に求めることができる。

5 選考会議は、提出依頼日の翌日から起算して15日目に、候補者の氏名を五十音順に公示するとともに、所信表明書、履歴書及び第8条の推薦書並びに推薦機関(協議会又は評議会をいう。)を公開する。

6 選考会議は、本学の職員から所信表明書の内容に対する質問を募り、当該質問を各候補者にそれぞれ通知する。この場合において、質問を募る期間は、前項の公開の日の翌日から4日間(国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)において定められた休日(以下「休業日」という。)の日数は算入しない。)とし、各候補者への通知は、次項の所信を表明する機会の実施日の4日前(休業日の日数は算入しない。)までに行うものとする。

7 選考会議は、所信表明書の公開のほか、候補者が本学の職員に対し所信を表明する機会(以下「総長選考会議所信表明会」という。)を設ける。この場合において、総長選考会議所信表明会は、学内意向投票の実施日の1週間前までに実施するものとする。

8 所信表明等(所信を明記した文書の配布及び掲示並びに所信を表明する機会への参加その他これらに類する行為をいう。)は、第5項の公開及び総長選考会議所信表明会以外の方法により行うことができない。

(学内意向投票)

第15条 選考会議は、協議会及び評議会から候補者が2人以上推薦された場合は、当該候補者について、学内意向投票を行う。

2 学内意向投票の投票資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総長及び専任の理事

(2) 病院長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教

(3) 事務・技術系職員のうち専任の課長補佐相当職以上の者

3 学内意向投票は、単記無記名投票により行う。

4 学内意向投票日当日、自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができる。
(投票管理委員会)

第16条 学内意向投票は、選考会議が管理する。この場合において、選考会議に学内意向投票に関する事務を行うため投票管理委員会を置く。

2 投票管理委員会は選考会議の議長が指名した選考会議の委員から構成し、具体的な任務その他の必要な事項については、選考会議の議長が選考会議に諮って定める。
(最終選考の候補者及びその公示)

第17条 選考会議は、学内意向投票により有効投票を得た者のうちから得票順に3人(有効投票を得た者が3人に満たない場合は、有効投票を得た者の全て。)を最終選考の候補者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、末位の者すべてを候補者とする。

2 選考会議は、前項の規定により候補者を決定したときは、速やかに、当該候補者の氏名を五十音順に公示する。
(最終選考)

第18条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席した選考会議において、総長候補者を決定する。

2 最終選考に当たっては、あらかじめ、選考会議において、前条第1項に規定する候補者に対しヒアリングを実施する。

3 最終選考は、学内意向投票の翌日から起算して1週間以内に合議により行う。ただし、合議により総長候補者を決定することができなかつたときは、選考会議の委員による単記無記名投票を行い、有効投票の過半数を得た者を総長候補者として決定する。

4 前項ただし書の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者上位2人について、再度、単記無記名投票を行い、有効投票の過半数を得た者を総長候補者として決定する。

5 前項の投票において2人の有効投票の数が同数のときは、議長が当該2人のうちから総長候補者を決定する。

6 総長の再任が認められている場合で、総長が前条第1項に規定する候補者となっているときは、九州大学総長選考会議規則(平成16年度九大規則第7号)第2条第2項の委員は、第3項及び第4項に規定する合議及び投票に加わらない。

7 選考会議は、総長候補者を決定したときは、速やかに、総長に対し総長候補者の氏名を報告するとともに、総長候補者の氏名、選考理由、所信表明書及び履歴書に併せて、前条第1項に規定する候補者についての学内意向投票の結果を公表する。

(選考会議委員の辞任)

第19条 選考会議の委員は、第13条の規定により候補者として推薦された場合には、当該委員の職を辞任する。

(解任の申出等)

第20条 選考会議は、総長が次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に総長の解任を申し出る。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であつて、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき。

(4) その他総長たるに適しないとき。

2 協議会又は評議会は、総長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、選考会議に対して、解任の審査請求をすることができる。

3 選考会議は、第1項により解任の申し出をしようとする場合は、あらかじめ、総長に対し意見陳述の機会を与える。

(雑則)

第21条 この規則の改正は、委員の3分の2以上が出席した選考会議において、出席者の過半数の賛成を必要とする。

2 この規則に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、選考会議の議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月22日から施行する。